

魚津市子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法に基づき、市では、合議制の機関「魚津市子ども・子育て会議」を設置します。国の指針に基づき、市では「子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければなりません。その際、「子ども・子育て会議」に意見を聴いて策定します。

1 各機関と計画の状況

期日	～平成 25 年 10 月 2 日	平成 25 年 10 月 3 日～
機関名	魚津市少子化対策推進協議会	→ 委員は移行 → 魚津市子ども・子育て会議
計画	次世代育成支援行動計画	→ 後続の計画と位置づけ → 子ども・子育て支援事業計画
計画年度	(後期) H22 年度～H26 年度 (5 年)	平成 27 年度～平成 31 年度 (5 年) … 5 年ごと
根拠となる法律	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・母性、乳幼児の健康確保と増進 ・教育環境の整備 ・養育に適した良好な居住環境の確保 ・職業生活と家庭生活との両立推進 (同法第 8 条より) <p>子育て支援を広くとらえている 保育・教育細部に踏み込んでいない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○定めなければならない…同法第 61 条第 2 項 ・教育・保育量の見込み、提供体制の内容と実施時期 ・地域子ども・子育て支援事業量の見込み、確保 など <p>保育園・幼稚園・学童保育などのサービス提供について議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定めるよう努める…第 3 項 ・産後・育休後の教育・保育施設利用の確保 ・保護の必要な児童、障害児への専門的支援等、県との連携 など <p>重なる部分もあるが… → 保育・教育に特化、踏み込んだ計画</p>
H25・26 年度の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗管理 ・子ども子育て支援計画への事案継続 	H25.11～ ニーズ調査の実施、検証、保護者や当事者の意見聴取 H26 前半 計画案の作成 → 県知事へ提出 H27.4～計画実施

※委員の皆様には、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に関わりながら、「次世代育成支援行動計画」の進捗管理も行います。